

令和８年度太田市 EBPM 推進業務委託
公募型プロポーザル実施要領

太 田 市

令和８年１０月

1 業務目的

本市において人口減少や財政制約、人員制約が進行する中、施策の必要性や効果を客観的根拠に基づいて説明できる行政運営が求められている。

政策立案から効果検証、改善に至るまでの過程に EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) の考え方を導入することは、職員の政策立案能力の向上に寄与するものである。

本業務は、自治体における EBPM の推進に関して豊富な知識と導入実績を有する民間事業者の専門的なノウハウを活用し、本市における EBPM の効果的な導入および円滑な推進を図ることを目的とする。ついては、優れた企画力、高い技術力、および確実な履行能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和8年度太田市 EBPM 推進業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「令和8年度太田市 EBPM 推進業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案限度額 2,600 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3 スケジュール (時間は各項目の詳細を参照)

公告	令和8年10月15日(木)
実施要領の配布	令和8年10月15日(木) から 令和8年11月10日(火) まで
質問書の受付期限	令和8年10月29日(木) まで
質問書の回答	令和8年11月4日(水)
参加表明書等の提出期間	令和8年10月15日(木) から 令和8年11月10日(火) まで
参加資格確認結果通知	令和8年11月13日(金)
企画提案書等の提出期間	令和8年11月16日(月) から 令和8年11月26日(木) まで
プレゼンテーション実施前審査結果通知	令和8年11月27日(金)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年12月11日(金)
プレゼンテーション・ ヒアリング審査結果通知	令和8年12月下旬
契約内容の調整、仕様書の確定	令和9年1月上旬
業務委託契約の締結	令和9年1月中旬

4 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 太田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録があること。なお、登録がされていない者は、本プロポーザルの参加表明書等の提出日（以下「提出日」という。）までに本市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに登録されなかった場合は失格とする。
- (2) 公告日から契約締結日までに、太田市入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生または更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 太田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であること。
- (6) 令和 3 年 4 月 1 日以降、本プロポーザル参加表明書の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績のうち、地方公共団体における EBPM 推進業務を元請として携わった実績が 3 件以上あること。
- (7) 管理技術者として EBPM 推進業務の業務実績のある人員を当該業務に従事させることができること。

5 実施要領（本書）の配布

- (1) 配布方法

太田市ホームページ（ <https://www.city.ota.gunma.jp> ）からダウンロード

- (2) 配布期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）から令和 8 年 11 月 10 日（火）

6 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 質問書の様式

『様式 6 質問書』

- (2) 質問書の提出

ア 質問書の受付期限

令和 8 年 10 月 29 日（木）午後 4 時 30 分まで

イ 提出先

本要領「1 4 担当課」のとおり

ウ 提出方法

本要領「14 担当課」のとおりへ電子メールを送信。

メール送信後、電話により送信の連絡をすること。

なお、電子メール以外の方法による質問には回答しない。

エ 回答方法

令和8年11月4日（水）午後4時30分までに市ホームページに掲載するものとする。

7 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

参加表明書等の提出書類は、指定の様式に基づき作成すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加表明書	様式1	1部
イ 会社概要書	様式3	
ウ 業務実績書	様式4	
エ 予定技術者調書	様式5	
オ 実施体制調書	任意様式	
カ ISO/IEC 27001 又は JIS Q 15001 等の第三者認定の証明書（写し）、その他情報セキュリティ体制が確認できる資料	任意様式	

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和8年10月15日（木）から令和8年11月10日（火）まで

持参による受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時30分までとする。

イ 提出先

本要領「14 担当課」のとおり

ウ 提出方法

持参または配達記録が残る郵送とし、郵送による場合は、提出期限必着とする。

(3) 参加資格確認結果の通知

本要領「10 結果の通知」のとおり

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

企画提案書の提出者は、次に掲げる各書類を必要部数提出すること。なお、イ〜クについては、審査員が使用する資料となるため会社名等（事業者名及び代表者名）を記載しないこと。様式で会社名等の記入や押印を求めている箇所については空欄として構わない。

フラットファイルの表紙及び背表紙に、後日連絡する発表者番号を表示すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 企画提案書提出届	様式 2	1 部
イ 会社概要書	様式 3	正本：1 部 副本：5 部 ※A 4 縦フラットファイルに 左綴じとし、インデックスを 付けること。 ※会社名等を記載しないこと。 (空欄や黒塗りとする。)
ウ 業務実績書	様式 4	
エ 予定技術者調書	様式 5	
オ 実施体制調書	任意様式	
カ 企画提案書	任意様式	
キ 工程計画表	任意様式	
ク 見積書及び内訳書 (税込み)	任意様式	

(2) 企画提案書作成の留意点

- ・体裁は原則として A 4 判 (A 3 判の折込みも可) とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上の横書き、両面印刷で 10 枚以内とする。
- ・仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。なお、仕様書以外に提案者が実施できる点についても提案できるものとする。

(3) 提出方法

ア 提出期間

令和 8 年 11 月 16 日 (月) から令和 8 年 11 月 26 日 (木) まで

持参による受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

イ 提出先

本要領「1 4 担当課」のとおり

ウ 提出方法

持参または配達記録が残る郵送とし、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

(4) プレゼンテーション実施前審査結果の通知

本要領「1 0 結果の通知」のとおり

9 選定

(1) 評価基準

選定にあたっては、令和 8 年度太田市 EBPM 推進業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)が別に定める「令和 8 年度太田市 EBPM 推進業務委託プロポーザル評価基準」に基づき評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

(2) 選定方法

企画提案資料、プレゼンテーション並びに委員会によるヒアリングによって評価を行い、最優秀者1者及び次点者1者を特定する。ただし、参加表明書等の提出者数によっては、プレゼンテーション実施前審査（書面審査）を行い、ヒアリング業者を選定することがある。なお、プレゼンテーション・ヒアリング及び選定会議は非公開とする。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 実施日

令和8年12月11日（金）

イ 実施場所

太田市役所本庁舎内 会議室（別途通知）

なお、オンラインによるプレゼンテーション・ヒアリングは行わない。

ウ 参加人数

3名以内

ただし、本業務を実際に担当する者がプレゼンテーションを行うこと。

エ 提案方法

75型モニターに説明資料を出力投影する方法を可とする。

なお、75型モニター及びHDMIケーブルは市が用意することとし、それ以外の機器は提案者側で用意すること。

オ 提案の流れ

企画提案書の説明（25分以内）を行った後、質疑応答（15分程度）を行う。

10 結果の通知

(1) 通知対象者

本プロポーザル実施における各結果は、次のとおり通知する。

確認・審査結果	通知対象者
参加資格確認結果	『参加表明書』提出者全員
プレゼンテーション実施前審査結果	『企画提案書』提出者全員
プレゼンテーション・ヒアリング審査結果	「プレゼンテーション・ヒアリング」実施者全員

(2) 通知方法

『様式1 参加表明書』に記載されているE-mail宛にメールを送付

(3) 異議申立て

確認または審査の結果に対する異議申し立てをすることはできない。

1 1 業務委託契約の締結

最も優れた提案者と認められた請負候補者と契約の交渉を行う。

ただし、請負候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を契約の交渉、見積書の徴取の相手方とするものとする。

1 2 失格要件

参加者が次の条件のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出書類に不備、不足があった場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 本要領 2 (4) に示す提案限度額を上回った場合
- (6) その他要領に違反するなど委員会が不適合と認めた場合

1 3 その他

(1) 辞退について

参加資格確認結果により企画提案書の提出者に選定された者が企画提案書の提出を辞退する場合は、『様式 7 辞退届』により、令和 8 年 11 月 26 日（木）までに本要領「1 4 担当課」まで持参または郵送すること。（郵送の場合は期限必着）

なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 費用負担について

本プロポーザルに関する全ての書類作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 変更について

提出受付期間以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。

また、本業務に実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定の管理責任者や担当者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの承諾を太田市から得るものとする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。

ウ 提出書類及びその複製は、企画提案書の審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。

エ 提出書類について太田市情報公開条例（平成 1 7 年太田市条例第 9 号）第 5 条に基づ

く開示請求があったときは、同条例第6条各号に規定する不開示情報を除き、公開することがある。

オ 提出書類の著作権は、契約締結前にあっては、それぞれの提出者に帰属するが、契約締結時点で本市に帰属するものとする。

(5) 本プロポーザルは、参加者が1者の場合でもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると委員会が判断した場合は、成立するものとする。

(6) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

14 担当課

太田市役所おおた未来戦略部企画政策課マーケティング戦略室

〒373-8718

所在地：群馬県太田市浜町2番35号

電話：0276-47-1892

E-mail：005206@mx.city.ota.gunma.jp

担当：靱山